

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費の状況

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

岩泉町の平成31年度一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	72,582 千円
【歳出】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費	1,667,357 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

単位:千円

施策区分	平成31年度一般会計予算のうち社会保障施策に要する経費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税	その他
1 総合福祉	69,676	21,756		4,000	3,033	40,887
2 医 療	666,074	105,245	28,100	27,771	28,995	475,963
3 介護・高齢者福祉	95,767	2,350		1,497	4,169	87,751
4 子ども・子育て	471,245	104,185	18,800	25,809	20,514	301,937
5 障がい者福祉	362,120	263,571			15,764	82,785
6 貧困・格差対策等	2,475	1,743			107	625
計	1,667,357	498,850	46,900	59,077	72,582	989,948

※ 総務省『社会保障施策に要する経費』に関する調査区分により分類しています。